

# 出展規約(ビジネスEXPO規約)

## 1. 規約の履行

出展者は本規約及び主催者から提示された、各種要項・マニュアル等を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、主催者は、出展の取消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を命じることができます。その際、主催者の判断根拠等は公表いたしません。

## 2. 出展資格

出展者は主催者が定める本イベントの開催趣旨に沿う企業・団体であること、反社会的勢力に該当しないことを前提として申込みを行うこととします。主催者は出展基準に従い審査を行い、出展基準を満たすか否かを決定します。  
なお、審査内容、出展基準については公表いたしません。

## 3. 出展者の選考

申込み多数の場合は、主催者側で協議し選考させていただきます。

## 4. 出展申込み及び出展料・小間設備費用のお支払いについて

(1)本イベントは、出展申込みを主催者が受付け、出展料の請求書を出展申込企業・団体に送付した後、入金を確認できた時点で正式な申込みとなります。

### (2)出展料について

出展申込み後、請求書を送付いたします。

請求書に記載された支払期日までにお振込みがない場合は、主催者は申込みを取消す権利を持ちます。

なお、振込手数料は出展者が負担するものとします。

### (3)小間設備等のオプション費用について

会期終了後にお申込みいただいたオプション費用の請求書を送付いたします。

請求書に記載された支払期日までにお振込みがない場合は、次年度以降の出展をお断りすることがあります。

なお、振込手数料は出展者が負担するものとします。

## 5. 出展の取消し

主催者が出展を受付けた後の出展取消し・解約は原則的に認められません。ただし、主催者がやむを得ないと判断した場合のみキャンセルを認めるものとし、出展者は以下のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。

### ●キャンセル料(第32回開催)

- ・ 9月 8日～ 9月14日 出展料の30%
- ・ 9月15日～10月 1日 出展料の50%
- ・10月 2日～10月19日 出展料の80%
- ・10月20日以降 出展料の100%

## 6. 小間位置の決定

小間位置は主催者が出展内容、出展希望区分、会場構成等を考慮して決定します。

なお、出展申込み時にご希望いただいた「小間の希望形態」や「小間配置の希望」についてご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

また、出展状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われても、出展者は主催者に対する異議申立て、ならびに賠償責任等を問う事はできません。

## 7. 小間の転貸等の禁止

出展者は自社・団体分の小間を主催者の承諾なしに転貸・売買・交換、あるいは譲渡することはできません。

## 8. 期限の厳守

出展者は主催者から書類の提出（web等による登録を含む）を求められた場合、指定期日までに提出および登録・手続きを行なわなければなりません。

なお、期日を過ぎた場合には主催者が発行する印刷物等に掲載されないことがあります。

## 9. 展示に関する規定

- (1) 出展者は、出展申込み時の内容に変更が生じた場合、速やかに主催者に連絡しなければなりません。
- (2) 出展者は、装飾・展示物等の搬入・搬出及び展示方法等について、主催者から提示された各種要項・マニュアル等を遵守しなければなりません。
- (3) 出展者は、通路など自社・団体の小間以外の場所で、展示、宣伝、営業行為等を行うことはできません。
- (4) 出展者は、強い光、熱、臭気、大音量等、他の出展者の迷惑となる行為、または近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無、実演等が他の出展者に迷惑を与えているか否かは主催者が判断し、その中止・変更を命じることができます。また、出展者はそれに従うものとします。
- (5) 出展者は、本イベントの会場に適用されるすべての防火及び安全法規、行政指導等を遵守しなければなりません。また、設営、撤去時を含む展示に関する事故・災害について、主催者は一切の責任を負いません。安全管理については出展者の責任において対応してください。
- (6) 本イベントの会期中及び会期後に、出展者から来場者・他の出展者への迷惑行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害、またはそれらに類する行為）があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止または次回以降の出展申込拒否等を行うことができます。また、出展者はこれに従うものとします。
- (7) 主催者は、やむを得ない事態が発生した場合、本イベントに関する規定を変更、追加することがあります。その際は、速やかに出展者に通知するものとします。
- (8) 各種規定違反の判断は、原則として主催者が行います。判断の材料となるものは、来場者・出展者からの苦情が基本になりますが、主催者の判断にて改善依頼を行います。
- (9) 展示・運営において出展者が会場の施設・設備物件を損傷または紛失したときには、会場との打合せのもと、出展者の責任と負担において現状復旧していただきます。
- (10) 屋内会場における、火気及び危険物の持ち込み・取扱いは消防法規及び「アクセスサッポログ利用の手引き」に基づき原則禁止いたします。  
また、屋外会場においても火気・危険物の取扱いについては会場管理者及び主催者と十分協議し、消防法等、関係法規を遵守しなければなりません。

## 10. 賠償責任

- (1)主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペースを使用することによって生じた、人および物品に対する傷害・損害等に対し、一切の責任を負いません。また、出展者の不注意等によって生じた本イベント会場内およびその周辺の建築物・設備に対するすべての損害について、一切の責任を負いません。
- (2)主催者は、ブース内(屋外会場のテント等を含む)備品・展示物等の盗難、紛失、損傷については一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- (3)主催者は、天災その他不可抗力を原因とする会期の変更、開催の中止によって生じた出展者および関係者の損害を補償いたしません。
- (4)主催者は、自然災害・交通機関の遅延・社会不安によって生じた出展者及び関係者の損害を補償いたしません。

## 11. 商談の自己責任原則

- (1)本イベントには「商談の場」「情報交換の場」として、不特定多数の業界関係者が来場します。
- (2)来場者の信用状況等を主催者側が保証するものではありませんので、ご商談やお取引等については、出展者をご自身の判断と責任で行ってください。
- (3)ご商談やお取引の内容等について、主催者側は関与せず一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

## 12. 法的保護等

本イベントにおけるアイデアの模倣および商談等に関するトラブルについて、主催者は一切の責任を負いません。出展内容は一般公開となりますので、特別なノウハウ等についての知的財産権は出展者の責任において対応してください。

以 上